

～紀州鉾山で亡くなった朝鮮人の 追悼の場への課税を許さない～

2013年3月22日に提訴し、7月4日に津地裁で裁判が始まります。

**なぜ朝鮮人が故郷から紀州鉾山に強制連行され紀州鉾山で亡くなったのか
朝鮮人を追悼する碑の敷地への課税は、社会正義に反し、憲法に違反している**

国民国家日本は、他地域・他国を侵略し、植民地支配し、資源と生命と労力を奪ってきた。中国侵略戦争のさなか、日本政府は、労働力不足を補い戦争を遂行するために、朝鮮人や中国人の日本への強制連行を開始し、強制労働させ、1945年8月の敗戦時まで多くの朝鮮人と中国人の命を奪った。

強制連行された朝鮮人や中国人は、鉾山、軍需工場、日本軍施設などで強制労働させられた。朝鮮人と中国人の強制連行・強制労働に日本の各地域の行政機関も加担した。

朝鮮人強制連行は、日本の法律に基づいた国家的事業であり、公共の行為であった。

国家の公共的な行為の犠牲者に対する反省、謝罪、賠償、追悼も、公的になされなければならない。

しかし、日本政府は歴史的事実を明らかにしようとせず、侵略犯罪に対する反省もしようとしていない。強制連行された朝鮮人や中国人を強制的に働かせ、事故などで命を失わせた日本企業のほとんどが、その侵略犯罪を認めようとしておらず、謝罪・賠償をしていない。

熊野市は、熊野市の紀州鉾山に強制連行された朝鮮人を追悼することに公共性を認めず、追悼碑の敷地に課税している。この熊野市の行為は社会正義に反している。

「英国人墓地」については公共性を認め、朝鮮人を追悼する土地には公共性を認めないという熊野市の行為は、法の下での平等を定めた憲法14条及び民族差別を禁じた国際人権規約並びに人種差別撤廃条約に違反している。 (『訴状』より)

「2012年度固定資産税賦課処分及び減免不承認処分取消請求事件」

2013年7月4日(木) 午後2時から

津地方裁判所 302号法廷

多くの方がたの傍聴、ご注目をお願いします。

今回の裁判長は、前回の裁判でほとんど審理をしないで不当判決を出した戸田彰子裁判長です。

紀州鉾山の真実を明らかにする会

<http://kisyukouzan-lj-hp.web.infoseek.co.jp>

☎ 090-8860-9961 (竹本昇)